

令和3年度事業計画

【 基本方針 】

障害者差別解消法。あいサポート条例が施行されていますが、これらの制度は県民に十分浸透していないと認識しています。障がい者が地域の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現には、私たち障がい当事者も障害者権利条約の理念を今一度確認し、障がいのない人と共に差別の解消に向けて努力していくことが必要です。令和3年度は、引き続き、これらの制度が機能するよう障がい者自ら何を取り組めばよいか考えなければならない年です。行政に要望するだけでなく、自分たちの問題として主体的に考え、行動していくことが求められています。

また、当協会の組織のあり方について、社会福祉法人を継続するか、他の組織形態に移行するか、などを深く議論を重ねてきました。これまでの県との協議の中で、当協会が行っている事業の一部が社会福祉事業として認められましたが、社会福祉法人としての要件を満たしていない状況であり、引き続き、社会福祉事業の実施を前向きに検討しなければなりません。そのほか、会員の高齢化と減少傾向、それに伴う財政問題等々難しい課題について対応するため、会員一人一人が組織運営や会員拡大についての認識を一層深めて取り組んで行く必要があります。

併せて、令和3年度は、中・四国身体障害者福祉大会が9年ぶりに鳥取県で開催されます。この大会を成功させるよう県内の身体障害者が一致団結し成功に導くよう努力する必要があるとともに、当協会の大きな事業である体育大会について、県内の身体障害者の仲間が一同に集い、交流できる貴重な場であることから参加者を増やし、また、県民の方の参加も得ていく必要があるほか、他の障害者団体との連携等をより一層進めていく必要があります。

【 重点目標 】

- 1 社会福祉事業の実施に向けた前向きな検討
- 2 組織体制の強化と会員の加入促進
 - ・ 未加入者に対する加入勧誘（とりわけ若年層の勧誘）
 - ・ 行政への協力依頼（窓口でパンフレットを渡していただく等）
- 3 国・県・市町や関係公共団体等に対する要望活動
- 4 障害者社会参加事業の掘起こしと推進
- 5 第46回中・四国身体障害者福祉大会とっとり大会の成功
- 6 自主財源確保策の推進（収益事業の積極的な取り組み）
 - ・ 賛助会員の加入促進
 - ・ 自動販売機の設置促進

【 実施事業 】

1 評議員会、理事会等の開催

- (1) 評議員会：評議員会2回（6月、3月）、必要に応じて随時
- (2) 理事会：定例会3回（5月、10月、3月）、必要に応じて随時
- (3) 正副会長会は、必要の都度（年6回程度）
- (4) 活性化検討委員会の開催（年2回程度）

2 身体障がい者福祉大会

- (1) 第46回中・四国ブロック身体障害者福祉大会とっとり大会
11月4日（木） 中四国身体障害者団体会長、事務局長会議（鳥取市）
11月5日（金） 大会（鳥取市 とりぎん文化会館）
- (2) 第66回日本身体障害者福祉大会ふくおか大会
令和4年度に延期（代替大会を都内又は近県で開催）
- (3) 鳥取県身体障がい者福祉大会（開催なし）
（今年度は、中・四国身体障害者福祉大会が鳥取県で開催されるため）
<参考> 県民総合福祉大会 9月 日 場所

3 スポーツ大会等

- (1) 第58回鳥取県身体障がい者体育大会
9月16日（木） 倉吉体育文化会館
- (2) 地区スポーツ大会
各地区で随時開催
- (3) グラウンドゴルフ大会（障害者社会参加推進センター助成事業）
10月17日（日） 潮風の丘とまり
<参考> 地区スポーツ教室
東・中・西部で開催（当番市町は、持ち回り）
… 財源は、身障者スポーツ協会（県身障協は通らない。）

4 生活訓練事業

- (1) 日常生活訓練事業（鳥取県身体障害者福祉協会、鳥取県腎友会）
身体障がい者（オストメイトを除く）に対して、義肢装着訓練等更生訓練を講習会等の方法により組織的に行うとともに、指導者の養成などを行う。
- (2) オストメイト日常生活訓練事業（日本オストミー協会鳥取県支部）
オストメイトに対して、ストマ装着訓練等更生訓練を講習会等の方法により組織的に行い、指導者の養成などを行う。
- (3) 聴覚障害者日常生活訓練事業（鳥取県聴覚障害者協会）
コミュニケーションの手段に著しい障がいをもつため、社会生活上困難な状況に置かれがちな聴覚障がい者の社会生活に必要な知識の吸収を図る場を、講習会等の方法により設けることとし、東部、中部、西部の各地域において実施する。
- (4) 在宅重度障害者社会参加促進事業（日本筋ジストロフィー協会鳥取県支部）
筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康の維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。

- (5) 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業（鳥取県清音会）
疾病等により咽頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行い、社会参加の促進を図るとともに、この発声訓練に携わる指導者の養成などを行う。

5 身体障害者相談員支援体制強化事業

- (1) 第22回中・四国ブロック身体障害者相談員研修会
10月 徳島市
- (2) 鳥取県身体障害者相談員研修会（相談員連絡協議会総会と同日開催）
7月 5日（月） 倉吉体育文化会館
- (3) 相談事業
県内の身体障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。

6 鳥取県障害者社会参加推進センター設置事業

障がい者の地域における「自立と社会参加」を促進するため、三障害（身体、知的、精神）を対象とした事業を展開する。

- (1) 鳥取県障害者社会参加推進協議会の開催
- (2) 鳥取県障がい者作品展示会（県補助事業）
11月～12月の間（開催時期調整中）に東・中・西部で開催
- (3) 広報紙「ぴよんぴよん鳥取」の発行
- (4) 鳥取県障がい者グラウンドゴルフ大会への助成（10月）
- (5) 障がい当事者による障がい者理解公開講座の実施
- (6) 障害者による書道・写真全国コンテストのとりまとめの実施

7 国・県等への要望活動

国等への要望書の提出（中四国で協議、日身連を通して）
県議会各党への予算、制度等の要望（例年、11月提出、12月説明）

8 広報活動

- (1) 広報紙「青空」の発行 年1回
- (2) 日身連機関紙「日身連」の配布 月1回
- (3) 報道機関への情報提供 随時（トピックの都度）
- (4) HPによる情報発信
- (5) 協会パンフレットを活用したPR
- (6) 広報紙「ぴよんぴよん鳥取」の発行（再掲）

9 自主財源の確保

- (1) 賛助会員の加入促進
- (2) 日身連収益事業所が行う物品斡旋手数料の増
- (3) 麺製品等の販売斡旋促進による手数料の増
（春～夏：そうめん、秋～冬：皿うどん・ちゃんぽん）
- (4) 自動販売機の設置（清涼飲料水の自動販売機設置による財源確保（台数増））
- (5) JRジパング倶楽部（特別会員）入会・更新の斡旋
- (6) その他